

堺市指定管理者評価表

(評価対象期間 : 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで)

1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター	
(2) 施設の設置目的	
心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置	
(3) 所管部局	
健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
(5) 指定期間	
平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)	
(6) 主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営に関する業務 児童発達支援センターに関する業務(児童発達支援、医療型児童発達支援、診療所、保育所等訪問支援) 地域支援に関する業務 障害児相談支援等、障害児等療育支援事業(通所教室含む) 施設等の維持管理に関する業務 	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	有 (利用料金制)
(9) 選定方法(公募・非公募の別)	
非公募	
(非公募の場合、その理由)	
<p>堺市立こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある子どもの早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設であり、子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。また、発達障害の子どもは環境の変化にとっても敏感であるため、支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である。さらに、同センターは、診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担うことも必要である。</p> <p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団は、当該施設を管理運営させるために平成6年に設立した社会福祉法人であり、法人設立以降、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担ってきた。就学前の障害児療育に特化した事業展開により、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、障害の種別や程度(重度、重複)に関係なく、毎日通園や分園保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。また、卒、退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている。</p>	
(10) 主な利用者	(11) 市内における受益対象者数
<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター、通所教室については、就学前の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども 診療所については、18歳未満のリハビリテーションセンターの必要な子ども及びその疑いのある子ども 地域支援に関しては、18歳未満の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターは概ね320人、通所教室は概ね200人 全体では、推定約1,800人(堺市就学前障害児実態調査では、就学前児童の約4.50%の子どもを把握)
(12) 近隣の類似施設	
無	

2 管理運営状況

(1) 適正な管理運営の確保

ア 取組状況

平等利用、安全確保、個人情報の保護等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター利用時については市と連携して利用調整を行っている。その他、診療所や相談についても正確なアセスメントに基づいて、必要な方に必要な支援が行えるようにしている。 ・危機管理マニュアルの点検を行い、随時アップデートしている。 ・個人情報の保護については、職員に研修を行うとともに、情報管理とダブルチェックを徹底した。
職員配置、人材育成、施設の維持管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの運営に必要な職員を兼務も含めて効果的に配置している。 ・職員として必要な専門知識だけでなく人権研修や権利擁護研修など法令遵守も含めた研修を計画的に行った。 ・施設の維持管理については、市と連携し必要な箇所を随時修繕・改修した。
施設の設置目的に沿った事業の実施	心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行い、利用者のニーズに応えられるよう、児童発達支援センターでは、毎日登園、並行通園、また、訪問支援、診療、リハビリ、相談などの多様な事業を実施した。
その他特筆すべき取組	新型コロナウイルス感染症の流行に対し、日々の消毒、職員の健康管理を徹底する等、感染予防に努め、安心して利用していただける施設運営を心がけた。

イ 市による状況分析

児童発達支援センターとして、施設の設置目的に沿った多様な事業を実施しているが、単独通園を希望する利用者ニーズの高まりについて、引き続き対応の検討が必要である。

(2) 利用者サービスの向上

ア 利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者名	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
利用者数(単位:人)	67,340	67,170	63,276	61,398	—
稼働率(単位:%)	76.4	77.6	72.5	81.2	—
利用者満足度(単位:%)	センター利用者 89 めだか親子教室 91	センター利用者 88.8 並行通園児 92.2 めだか親子教室 92.0	センター利用者 88.4 並行通園児 90.4 めだか親子教室 93.4	センター利用者 90.8 並行通園児 88.7 めだか親子教室 93.4	—

イ 取組状況

サービス向上、利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに沿った多様な通園形態によるクラス運営を継続。 ・ホームページで情報発信を積極的に行うほか、オンラインでの保護者学習会や、利用者が家庭でも楽しめる動画の配信などに取り組んだ。
意見・苦情・要望等への対応	・利用者アンケートの実施の他、利用者の代表と園単位での懇談会、また、4園保護者と事業団、堺市との懇談会等多様なモニタリングを実施し、できるところは早急に改善を図った。
その他特筆すべき取組	・リハセン機能の周知を目的に 就学前の医療的ケアのあるお子さん、歩行未獲得のお子さん、その保護者の方を対象とした新たな自主事業「にじいろクラブ」を開始。

ウ 市による状況分析

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い登園自粛をされる方が多かったが、令和3年度については少しずつ利用者数、稼働率ともに回復の傾向が見られる。コロナ禍は長引いているものの、オンラインでの情報発信や対面での研修など、状況に応じて工夫を施しつつ、地域の中核である児童発達支援センターとして、良質な療育の提供が一層求められる。

2 管理運営状況

(3) 収支

ア 収支状況

(単位:円)

■ 指定管理業務

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
指定管理者名		社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
収入	指定管理料	673,994,000	688,269,000	683,360,000	614,313,000	614,313,000
	利用料金	469,280,183	428,595,104	398,735,944	438,583,386	441,040,000
	負担金	0	0	0	0	
	その他	811,800	902,812	751,685	961,485	836,000
合 計		1,144,085,983	1,117,766,916	1,082,847,629	1,053,857,871	1,056,189,000
支出	人件費	765,686,785	781,302,725	784,544,350	812,291,931	851,590,000
	委託料	50,022,224	47,634,423	34,876,501	35,611,920	35,063,000
	総支出額に占める 委託料の割合	4.6%	4.4%	3.2%	3.2%	2.9%
	修繕費	3,969,751	4,818,339	7,367,127	6,257,798	6,301,000
	光熱水費	24,023,915	22,283,925	21,962,469	24,440,583	22,280,000
	その他	239,959,165	228,906,249	239,600,904	247,133,099	284,005,000
合 計		1,083,661,840	1,084,945,661	1,088,351,351	1,125,735,331	1,199,239,000
収支差額		60,424,143	32,821,255	-5,503,722	-71,877,460	-143,050,000
(市への納付金の額)		—	—	—	—	—
(徴収委託の場合の徴収額)		492,000	350,500	371,500	545,500	491,000

■ 自主事業 (有)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
収入	871,000	927,000	1,556,000	1,589,000	1,543,000
支出	513,114	494,766	496,346	372,437	1,543,000
収支差額	357,886	432,234	1,059,654	1,216,563	0
(市への納付金の額)	—	—	—	—	—

イ 取組状況

経費の縮減、経理事務	産育休代替常勤職員の確保により人件費が増加したが、修繕費やその他経費の節減に努めた。
------------	--

ウ 市による状況分析

主に指定管理料と利用料金の収入により指定管理業務を実施している。令和4年度の予算については、過去の指定管理料の収支差額が多額にあるため、赤字収支となる指定管理料としている。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 仕様書で定める目標の達成状況

■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
①児童発達支援センター(4施設)延べ利用者数	年間延べ38,000人以上	33,246人
②診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ26,720単位以上	19,518単位
③障害児相談支援事業	年間延べ1,500件以上	1,350件
④保育所等訪問支援事業	年間延べ370件以上	109件

■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
児童発達支援センター利用者の満足度	利用者の満足度90%以上	センターの利用者 (毎日通園) 90.8% (並行通園) 88.7% 親子教室の利用者 93.4%

■ 収支

指標	目標	実績
利用料金収入	年間430,000千円以上	438,583,386円
利用料金収入の総支出に占める割合	40%以上	39.0%

イ 市による状況分析

全体的に実績が目標値を下回っている要因として、長引く新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。利用者の満足度の指標として行われているアンケート結果では毎日通園の実績が目標を下回っている。今後も新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、保護者の多様なニーズに応える療育を提供する必要がある。

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数等は、目標に達しなかったが、利用者への丁寧な説明と施設の安全確保などに努めた結果、前年度と同程度の利用者満足度を得ることができた。また、感染防止策を実施しつつ、できるだけ療育内容や支援の質を維持できるような事業運営の工夫を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、利用者数は目標に達しなかったが、利用料金収入は目標を達成できた。長引くコロナ禍の中、地域の中核となる児童発達支援センターとして創意工夫を行い、可能な限りの療育を提供することができたのではないかと考える。
今後の取組	引き続き、適正な管理運営の確保に努めるとともに、オンラインの活用も含めた多様な支援方法を導入するなど、利用者サービスのさらなる向上を図る。	利用者数の目標未達成について、利用者を増やすための具体的な取組を遂行するよう連携を続ける。市立の児童発達支援センターとしての役割を双方確認しながら、保護者ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、情報収集や職員の支援力向上を図る。

評価基準	A 仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B 概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C 管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D 管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの